

## 【必ずお読みください】

給与支払報告書担当者様

群馬県邑楽町役場 税務課 町民税係  
【問合先】TEL0276-47-5011(直通)

### 令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出について

日頃より邑楽町の税務行政につきまして、ご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記の件につきまして下記の点にご留意のうえ、令和8年1月23日(金)\*までのご提出にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。なお、令和7年中(令和7年1月から12月の間)に給与を支払った従業員がいない場合、総括表の提出は不要です。

\*給与・経理担当者様へ(お願い)

法定の提出期限は令和8年2月2日(月)ですが、上記期日までの提出にご協力をお願いします。

- 提出の際は同封の邑楽町専用の総括表をご使用ください。記入の際は総括表下部の給与支払報告書(総括表)の記載にあたっての留意事項を参考にご記入ください。会計事務所等を通して給与支払報告書を提出する場合は邑楽町専用の総括表をお渡しいただき、提出時に使用するようお話し下さい。※eLTAX(エルタックス)による電子申告で提出する場合は、同封の総括表の提出は不要です。
- 総括表には「特別徴収(給与天引)」、「普通徴収切替理由書の合計人数」欄にそれぞれ人数を記入してください。普通徴収とする場合、普通徴収切替理由書の添付が必須となります。
- 個人事業主の方が給与支払報告書を提出する場合は、総括表及び給与支払報告書に個人事業主の個人番号を記載していただいております。また、提出時に「個人番号(マイナンバー)確認書類」と「身元確認書類」を提示または添付していただいております。

【郵送】個人事業主の方の<番号><身元>確認書類の写しを同封し提出

※代理人(税理士)が提出する場合は個人事業主の方の<番号>確認書類の写し、

代理人の<身元>確認書類の写し、税務代理権限証書を提出

【窓口】①個人事業主本人が提出する場合…個人事業主の方の<番号><身元>確認書類を提示

②使者(家族や従業員等)が提出する場合…個人事業主の方の<番号><身元>確認書類の写しを提示

③代理人(税理士)が提出する場合…個人事業主の方の<番号>確認書類の写し、

税務代理権限証書および窓口に来られた方の<身元>確認書類を提示

確認書類	番号確認書類(下記のいずれか1点)	身元確認書類(下記のいずれか1点)
	・マイナンバーカード ・個人番号が記載された住民票の写し	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード など

### 【お知らせ】邑楽町では特別徴収税額通知(正本:電子署名あり)をデータ送信しています

eLTAX(エルタックス)で給与支払報告書をご提出いただいた特別徴収義務者の方には、ご希望により特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)(正本:電子署名あり)のデータ送信を行っています。

また、令和6年度より従業員の方にお渡しいただく特別徴収税額通知(納税義務者用)についてもデータ送信が可能になりました。

※書面による特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の送付の際の電子データ副本送付は廃止します。

#### ◆特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を受け取るには

eLTAXの特別徴収税額通知受取情報の登録時に「正本の電子データをeLTAXで受け取る」を選択してください。あわせて特別徴収税額通知(電子署名あり)を受け取るメールアドレスを入力してください。

#### ◆特別徴収税額通知(納税義務者用)を受け取るには

eLTAXの特別徴収税額通知受取情報の登録時に「電子データをeLTAXで受け取る」を選択してください。また、給与支払報告書を作成する際は、納税義務者の受給者番号を必ず入力してください。操作方法等についてはeLTAX利用者ソフトウェア「PCdesk」の操作マニュアル等を参照してください。

給与支払報告書記入の記載例及び注意事項については、裏面をご覧ください。

# 給与支払報告書 記入例及び注意事項

プリンター等で印字する場合、印字位置のずれがないよう必ず確認してください。

## 【支払を受ける者の住所】

令和8年1月1日現在の住所を本人に確認した上で、○○番地、アパート・団地名部屋番号等、具体的に記入してください。

例) ○○アパート △棟 △△号室

※令和8年1月1日現在、**邑楽町に住所がない人は、住所のある(あった)市区町村に提出してください。**

8

※種別※整理番号※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
支払を受ける者	住所	受給者番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		※区分		個人番号		役職名		氏名		オウラ タロウ																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
邑楽町大字中野○○○-××		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		係長		(フリガナ)		邑楽 太郎																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
種別	支払金額			給与所得控除後の金額(調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	7	770	000	5	893	000	2	981	300	64	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く)						障害者の数(本人を除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
有	從	老人	人	特定	老人	その他	特親	16歳未満扶養親族の数	非居住者である親族の数	特別	その他	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
O	従	人	人	人	人	人	人	1	1	人	人	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額		住宅借入金特別控除の額																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
630	000		1221	300		120	000	50	000	130	000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(摘要)前職 ○○市 XX工業(R6.4.30退職) 給与 1,500,000円 所得税 20,000円 社保料 100,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
特定親族特別控除 邑楽 三郎 (合計所得金額700,000円) 普通徴収該当理由: 普F																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>生命保険料の金額の内訳</td> <td>新生年保険料の金額</td> <td>90,000</td> <td>円</td> <td>旧生年保険料の金額</td> <td>24,000</td> <td>円</td> <td>介護医療保険料の金額</td> <td>85,000</td> <td>円</td> <td>新個人年保険料の金額</td> <td>53,000</td> <td>円</td> <td>旧個人年保険料の金額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>住宅借入金等特別控除の額の内訳</td> <td>住宅借入金等特別控除適用数</td> <td>2</td> <td>年</td> <td>27</td> <td>月</td> <td>6</td> <td>日</td> <td>住宅借入金等特別控除区分(1回目)</td> <td>住</td> <td>住宅借入金等年末残高(1回目)</td> <td>7,000,000</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅借入金等特別控除可能額</td> <td>130,000</td> <td>円</td> <td>居住開始年月日(1回目)</td> <td>2</td> <td>年</td> <td>8</td> <td>月</td> <td>31</td> <td>住宅借入金等特別控除区分(2回目)</td> <td>増(特)</td> <td>住宅借入金等年末残高(2回目)</td> <td>6,000,000</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(源泉・特別)控除対象配偶者</td> <td>フリガナ</td> <td>オウラ</td> <td>ハナコ</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>国民年金保険料等の金額</td> <td>166,200</td> <td>円</td> <td>旧長期損害保険料の金額</td> <td>19,600</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>邑楽</td> <td>花子</td> <td>個人番号</td> <td>2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</td> <td>所得</td> <td>280,000</td> <td>円</td> <td>基礎控除の額</td> <td></td> <td>円</td> <td>所得金額調整控除額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>控除対象扶養親族等</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>年</td> <td>フリガナ</td> <td>オウラ</td> <td>シロウ</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>邑楽</td> <td>三郎</td> <td>個人番号</td> <td>3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4</td> <td>所得</td> <td>1</td> <td>年</td> <td>氏名</td> <td>邑楽</td> <td>四郎</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>フリガナ</td> <td>オウラ</td> <td>サブロウ</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>月</td> <td>フリガナ</td> <td>オウラ</td> <td>シロウ</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>邑楽</td> <td>四郎</td> <td>個人番号</td> <td>4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5</td> <td>所得</td> <td>2</td> <td>日</td> <td>氏名</td> <td>邑楽</td> <td>四郎</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>フリガナ</td> <td>オウラ</td> <td>シロウ</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>年</td> <td>フリガナ</td> <td>オウラ</td> <td>シロウ</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>邑楽</td> <td>四郎</td> <td>個人番号</td> <td>4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5</td> <td>所得</td> <td>3</td> <td>月</td> <td>氏名</td> <td>邑楽</td> <td>四郎</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>フリガナ</td> <td>オウラ</td> <td>シロウ</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>日</td> <td>フリガナ</td> <td>オウラ</td> <td>シロウ</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>邑楽</td> <td>四郎</td> <td>個人番号</td> <td>4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5</td> <td>所得</td> <td>4</td> <td>年</td> <td>氏名</td> <td>邑楽</td> <td>四郎</td> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未</td> <td>外</td> <td>死</td> <td>災</td> <td>乙</td> <td>本人が障害者</td> <td>暮</td> <td>ひとり</td> <td>勤</td> <td>中途就・退職</td> <td colspan="3">受給者生年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>成</td> <td>死</td> <td>亡</td> <td>退</td> <td>乙</td> <td>特</td> <td>その</td> <td>親</td> <td>労</td> <td>就職</td> <td>退職</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>元号</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>年</td> <td>退</td> <td>職</td> <td>乙</td> <td>別</td> <td>他</td> <td>婦</td> <td>生</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>昭和</td> <td>50</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>者</td> <td>人</td> <td>者</td> <td>者</td> <td>乙</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>就</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12">個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 (右詰で記載してください)</td> <td colspan="3">住所(居所)又は所在地 ○○町××△△-□</td> </tr> <tr> <td colspan="12">支払者 氏名又は名称 ○○○○○ (電話) 0276-○○-×××</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>												生命保険料の金額の内訳	新生年保険料の金額	90,000	円	旧生年保険料の金額	24,000	円	介護医療保険料の金額	85,000	円	新個人年保険料の金額	53,000	円	旧個人年保険料の金額	100,000	円	住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	2	年	27	月	6	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住	住宅借入金等年末残高(1回目)	7,000,000	円					住宅借入金等特別控除可能額	130,000	円	居住開始年月日(1回目)	2	年	8	月	31	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	増(特)	住宅借入金等年末残高(2回目)	6,000,000	円		(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ	オウラ	ハナコ	区分				円	国民年金保険料等の金額	166,200	円	旧長期損害保険料の金額	19,600	円		氏名	邑楽	花子	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	所得	280,000	円	基礎控除の額		円	所得金額調整控除額		円	控除対象扶養親族等	1	2	3	4	10	1	6	年	フリガナ	オウラ	シロウ	区分				氏名	邑楽	三郎	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	所得	1	年	氏名	邑楽	四郎	区分				フリガナ	オウラ	サブロウ	区分			2	月	フリガナ	オウラ	シロウ	区分				氏名	邑楽	四郎	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	所得	2	日	氏名	邑楽	四郎	区分				フリガナ	オウラ	シロウ	区分			3	年	フリガナ	オウラ	シロウ	区分				氏名	邑楽	四郎	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	所得	3	月	氏名	邑楽	四郎	区分				フリガナ	オウラ	シロウ	区分			4	日	フリガナ	オウラ	シロウ	区分				氏名	邑楽	四郎	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	所得	4	年	氏名	邑楽	四郎	区分			未	外	死	災	乙	本人が障害者	暮	ひとり	勤	中途就・退職	受給者生年月日					成	死	亡	退	乙	特	その	親	労	就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日	年	年	退	職	乙	別	他	婦	生	○	○	7	5	1	昭和	50	12	8	者	人	者	者	乙				就			12	31						個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 (右詰で記載してください)												住所(居所)又は所在地 ○○町××△△-□			支払者 氏名又は名称 ○○○○○ (電話) 0276-○○-×××														
生命保険料の金額の内訳	新生年保険料の金額	90,000	円	旧生年保険料の金額	24,000	円	介護医療保険料の金額	85,000	円	新個人年保険料の金額	53,000	円	旧個人年保険料の金額	100,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	2	年	27	月	6	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住	住宅借入金等年末残高(1回目)	7,000,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	住宅借入金等特別控除可能額	130,000	円	居住開始年月日(1回目)	2	年	8	月	31	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	増(特)	住宅借入金等年末残高(2回目)	6,000,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ	オウラ	ハナコ	区分				円	国民年金保険料等の金額	166,200	円	旧長期損害保険料の金額	19,600	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	氏名	邑楽	花子	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	所得	280,000	円	基礎控除の額		円	所得金額調整控除額		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
控除対象扶養親族等	1	2	3	4	10	1	6	年	フリガナ	オウラ	シロウ	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	氏名	邑楽	三郎	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	所得	1	年	氏名	邑楽	四郎	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	フリガナ	オウラ	サブロウ	区分			2	月	フリガナ	オウラ	シロウ	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	氏名	邑楽	四郎	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	所得	2	日	氏名	邑楽	四郎	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	フリガナ	オウラ	シロウ	区分			3	年	フリガナ	オウラ	シロウ	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	氏名	邑楽	四郎	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	所得	3	月	氏名	邑楽	四郎	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	フリガナ	オウラ	シロウ	区分			4	日	フリガナ	オウラ	シロウ	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	氏名	邑楽	四郎	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	所得	4	年	氏名	邑楽	四郎	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
未	外	死	災	乙	本人が障害者	暮	ひとり	勤	中途就・退職	受給者生年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
成	死	亡	退	乙	特	その	親	労	就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年	年	退	職	乙	別	他	婦	生	○	○	7	5	1	昭和	50	12	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
者	人	者	者	乙				就			12	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 (右詰で記載してください)												住所(居所)又は所在地 ○○町××△△-□																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
支払者 氏名又は名称 ○○○○○ (電話) 0276-○○-×××																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

## 【控除対象配偶者・控除対象扶養親族等・16歳未満扶養親族の情報】

上記の控除対象者等がある場合は、必ず**氏名**、**個人番号**を記入してください。また、日本国外に居住している非居住者の場合、特定親族特別控除の対象者の場合は区分欄に番号を記入してください。

## 【個人番号又は法人番号】

個人事業主の方は個人番号、事業所の場合は法人番号を記入してください。

## 【氏名】

住民基本台帳に登録上の氏名・フリガナを記入してください。外国人の方については、通称等ではなく、在留カードの氏名を正確に記入してください。

※同一生計配偶者について給与所得控除後の金額が1,000万円を超える方で、配偶者扶養している方は「(摘要)」欄に「同配」と記載してください。(例)「邑楽花子(同配)」

※特定親族特別控除について該当者がいる場合は、摘要欄に特定親族各人の合計所得金額を記載してください。

## 【普通徴収の場合】

退職等のため普通徴収になる人については、「(摘要)」欄に「普通徴収該当理由」を記入してください。

## 【国民年金保険料等の金額】

年末調整の際、国民年金保険料等の金額を社会保険料控除に加算したときは、金額を記入してください。

## 【所得金額調整控除額】

給与収入が850万円超で条件(本人が特別障害者、または23歳未満の扶養親族がいる、または特別障害者となる同一生計配偶者・扶養親族がいる)に該当したときは、次の計算により計算した金額を記入してください。

## 【基礎控除の額】

所得税の基礎控除額を記入してください。合計所得金額が2,350万円以下の場合、記入は不要です。

※押印は不要です。

## 【中途就・退職】

年の途中で就職又は退職(死亡退職を含みます)した人については、該当者欄に印をつけ、その年月日を必ず記入してください。

# 東部地区管内市町からのお知らせです

群馬県内全市町村では、平成29年度から個人住民税の給与からの特別徴収の実施を徹底しました。

事業主の皆様には引き続き、従業員の個人住民税の特別徴収（給与から引き去りをして納入）に、ご協力いただくとともに、

**従業員が退職・帰国（出国）するときは、  
住民税の納め忘れがないよう、  
「残りの住民税の一括徴収」「納税管理人の選任」  
にご協力をお願いします。**

## 1 住民税の特別徴収義務

所得税を源泉徴収する義務のある事業者（特別徴収義務者）は毎月、従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税の特別徴収（引き去りをして納入）を行い、従業員が居住する市町村に納入しなければなりません。

地方税法第321条の4の規定により、事業主の義務とされています。

- 特別徴収の対象者は、前年中に給与の支払いがあり、4月1日現在、事業所において、給与を受領している人。
- 納税期間は、6月1日から翌年5月31日の間で、12回に分けて納付します。給与から特別徴収し、翌月の10日までに市町村へ納めます。

群馬県邑楽町

裏面もご覧ください

## 2 従業員（納稅義務者）が退職・帰国（出国）するときには

### ◇残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

#### 【6月1日から12月31日の間に退職する場合】

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収（本人納付）に切り替えます。従業員の利便性等を考慮し、従業員から申し出があった場合は、退職時に支払う、給与又は退職手当等から、一括して特別徴収する必要があります。

#### 【1月1日から4月30日の間に退職する場合】

地方税法の規定により、5月31日までに支払う、給与又は退職手当等から一括徴収します。

※帰国（出国）される方は、一括徴収又は、納稅管理人を選任してください。

※一括徴収する税額が支払額を超える場合は、この限りではありません。

### ◇納稅管理人の選任

従業員が、帰国や出国する時に、出国するまでの間に住民税を納めることができない場合、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う「納稅管理人」を定め、市町村に届け出る必要があります。

※賦課期日（1月1日）に国内に住所がある方は、新年度の課税が発生します。

## 令和8年度（7年分）から適用となる税制改正について

### ①基礎控除の引き上げ

合計所得金額が2350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ

個人の合計所得金額	所得税	住民税
2,350万円以下	58万円	43万円
2,350万円超～2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超	0円	0円

### ①～③までの見直しに伴う措置

（1）同一生計配偶者・扶養親族の合計所得の要件が48万円以下から58万円以下へ引き上げ

（2）ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額要件を48万円以下から58万円以下へ引き上げ

（3）勤労学生の前年の合計所得金額要件を75万円から85万円へ引き上げ

（4）家内特例の控除額を55万円から65万円へ引き上げ

### ②給与所得控除の引き上げ

55万円の最低保証額を65万円に引き上げ

### ③特定親族特別控除の新設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する

親族等の合計所得金額	所得税	住民税
58万円以下	63万円	45万円
58万円超～85万円以下	63万円	45万円
85万円超～90万円以下	61万円	45万円
90万円超～95万円以下	51万円	45万円
95万円超～100万円以下	41万円	41万円
100万円超～105万円以下	31万円	31万円
105万円超～110万円以下	21万円	21万円
110万円超～115万円以下	11万円	11万円
115万円超～120万円以下	6万円	6万円
120万円超～123万円以下	3万円	3万円
123万円超	0円	0円

詳細は国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.html>

【問い合わせ先】 邑楽町役場 税務課 町民税係 Tel 0276-47-5011(直通)